

大野市和泉診療所設置条例施行規則

(平成17年11月4日規則第50号)

改正 平成19年3月26日規則第7号
平成23年3月31日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市和泉診療所設置条例（平成17年条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所長及び職員)

第2条 診療所の所長及び職員は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、医師である職員をもって充てる。
- (2) 歯科医師1人
- (3) 事務長1人
- (4) 看護師若干人
- (5) 事務員若干人

(診療日)

第3条 診療所の診療日は、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）までの日とする。

(診療時間)

第4条 診療所の診療時間は、午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、急患その他やむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(手数料の減免申請)

第5条 条例第8条の規定により、手数料の減免を受けようとするときは、本人又はその世帯主は、手数料減免申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。